

喚田孝博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に進行いたします。新実祥悟議員。

新実祥悟議員 議長の許可をいただきましたので、通告の順に従い一般質問させていただきます。

大きい1番、職員採用についてお尋ねいたします。

一昨年のリーマンショック以降、緊急経済対策を続けたことで、これで経済が持ち直してくると思っていました。しかし、このところ、85円を超える円高により株価の下落やデフレを進行させるなど、日本経済に悪影響が見られます。政府予測より低いGDP1.8%成長という民間予測もあります。中小地場産業、下請け企業中心の本市においては、経営状況も雇用情勢も一向に回復の兆しが見られません。

平成21年度の決算書を見ますと、昨年度、本市では緊急雇用創出事業、ふるさと雇用促進事業で100人を臨時で雇ったとあります。予算額でいうと、緊急雇用創出事業に約1億円、ふるさと雇用促進事業に740万円が支出されました。本年度は緊急雇用創出事業に1億2,770万円、ふるさと雇用促進事業に3,375万円が支出されます。これは国の施策であるため、本市の財政健全化計画とは別のものと認識しています。しかし、雇用情勢が悪化する中、公の立場である本市も雇用に対する特別な施策を打ち出してもいいのではないかと思います。

そこで、まず(1)正規職員の採用形態についてお尋ねします。正規職員の採用形態がどのような種類、どういうふうになっているかをお尋ねいたします。

喚田孝博副議長 企画部長。

小林憲三企画部長 正規職員の採用形態がどういうふうになっているかというお尋ねであります。

まず、採用試験の種類と時期であります。3種類あります。一つは、統一試験での募集による採用があります。これは4月から8月に実施しております。二つ目には民間経験者による募集の採用があります。これは8月から9月にかけて実施しております。もう一つは、統一試験での欠員発生での募集による採用。これは11月から1月にかけて実施しております。なお、随時による募集は行っておりません。

募集は、広報がまごおり、蒲郡市のホームページによる公募方式をとっております。

以上であります。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 ことしの採用予定は、定期採用と民間企業の方、別々で、どういうふうになっているか。それから、本年だけではなくて今後どういう方向にあるのか、それもちょっとお尋ねします。

喚田孝博副議長 企画部長。

小林憲三企画部長 平成 22 年度における応募状況であります。まずは統一試験採用であります。一般事務職が採用 12 名予定のところ、応募が 188 名、15.6 倍であります。それから、土木技術職の採用が 2 名予定のところ応募が 9 名、4.5 倍であります。それから、機械技術職、採用 1 名予定のところ応募が 3 名、3 倍であります。保育士の採用、7 名予定のところ応募が 45 名、6.4 倍であります。消防士の採用、6 名予定のところ応募が 67 名、11.2 倍であります。

次に、民間経験者採用であります。一般事務職 3 名採用の予定のところ応募が 160 名、53 倍であります。電気技術職 1 名採用のところ応募が 4 名、4 倍であります。栄養士 1 名採用予定のところ応募が 7 名、7 倍であります。最後に保育士 3 名予定のところ応募が 12 名、4 倍であります。

今後の予定というところではありますが、こうした統一試験、それから民間採用含めた中で考えてまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 財政健全化計画の中で以前お尋ねしたときには、職員を減らし過ぎたというご答弁もありました。それからいくと、今後、職員もある意味ふやしていく時期になっているのか、そんなふうにも感じているところです。

今、ご答弁にありましたように、非常に少ない採用計画の中で多くの方が手を挙げて試験に臨んでいただいているというふうに見受けました。一番私たちが心配するところは、多くの市民の皆さんが自分のところの親戚の子供が試験に挑戦しているから、何とか受からせてやってほしいというような、口ききというのがあるか、ないか、お尋ねします。

喚田孝博副議長 企画部長。

小林憲三企画部長 口ききはないというふうに思っております。

以上であります。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 もちろんあってもらっては困るわけですが、口ききがもしあった場合、その時の対応はいかがされますか。

喚田孝博副議長 企画部長。

小林憲三企画部長 口ききのあった場合の対応というところではありますが、議員さんとか特別職とか、そういった方から合格を目的とした口添えや依頼があった場合は、合格を取り消すことがあるというふうに聞いております。

それから、このことは受験者にもわかるよう募集要項にも明記をさせていただいております。

以上であります。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 ぜひ公平性というところでしっかりと皆さんに周知していただくようお願いしたいと思います。本当に景気が悪い中で市の職員、公務員になりたいという方はいっぱいいらっしゃいます。そこで、やはり不公平というものがあってはいけませんので、だれか力の強い方が口をきいたことによって、その人が合格するというのはやはりどうかと思います。その点については間違いのないようお願いしたいと思います。

次に、(2)についてお尋ねします。非正規職員の採用形態についてですが、正規職員の場合と同じようにどんな形態があるか、お尋ねいたします。

喚田孝博副議長 企画部長。

小林憲三企画部長 非正規職員の採用形態であります。まず、種類ですが2種類あります。一つは非常勤職員、月額報酬であります。人事課で試験任用をさせていただいております。現在の配置は、本庁内各課、庁外施設として給食センター、文化スポーツ課があります。別途単独で試験任用を実施している部署があります。これにつきましては、市民病院、看護師等の採用であります。それから、児童課、保育士の採用であります。競艇、警備員等の採用であります。

二つ目としては、臨時職員があります。時間賃金制度になっております。いわゆるアルバイトと称される人たちであります。

試験の時期と任用であります。非常勤職員につきましては、人事課にて冬に一般公募試験による任用を行っております。別途市民病院、児童課、競艇事業部が単独で一般公募試験により任用を行っております。臨時職員につきましては、随時受付の登録制度をやっておりまして、これは人事課が担当しておりますが、登録者の中から予算配当のある各課が随時任用をしております。現在、登録は146人です。

別途、市民病院、児童課、競艇事業部は単独で随時任用しております。

処遇であります。まず非常勤職員につきましては、契約期間が1年、勤務成績等により最長5年更新が可能です。ほとんどの方は5年で更新されております。手当はなし、月額報酬と通勤手当の費用弁償のみであります。有給休暇は労働基準法に基づき付与をさせていただいております。勤務年数によって10日から16日です。社会保障は、社会保険、健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入をしております。正規職員としての登用制度は考えておりません。

次に臨時職員であります。任用期間は6月を限度としております。1回のみ更新ができて、最長1年ということになります。更新される方は2、3割程度ということになります。手当はありません。有給休暇は労働基準法に基づ

き付与をさせていただいております、6月経過後に10日の付与となります。社会保障であります、雇用保険に加入しております。これは1カ月を超える場合であります。

それから、22年度の人数と任期満了、5年目となる人数であります、非常勤職員につきましては、一般公募による非常勤職員が88人、それから、市・教員・警察OB等が23人で合計111名であります。職員数1,055人の10.5%がこれに該当します。臨時職員につきましては、8月現在での任用人員は約63人です。登録人員の43%ほどであります。

以上であります。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 今のご答弁の中で非正規職員さんを正規職員に任用するということは考えていないという話がありました。政府では、「民間企業で働く人たちのワーキングプアをなくしましょう」という、そういう動きを一生懸命されていると聞いています。それは民間の場合はそうなのでしょう。ただ、盲点になっているのではないかと思うのは、地方自治体ですとか、公のところで働く方々のワーキングプアというのはどうなんだということです。

もしできることなら、例えば5年間任用するような非常勤の方もいらっしゃいますよね。この方たちは条件的にボーナスがないですとか、いろいろ、5年働いていただいている正規職員さんと全く同じことをやっただけなのに、なかなかかわらず、そういう条件が非常に悪いということもあるものですから、一度お考えいただければどうかなというふうに思います。というのは、一つは本市の財政健全化計画で多くの職員さんを削ってきてしまったという中で、また今後、この5年にわたってどんどん職員さんが減っていくという、これも事実としてあるわけです。そういった中での運用といいますか、考えられるのではないかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

喚田孝博副議長 企画部長。

小林憲三企画部長 雇用形態につきましては、さまざまなニーズがあると思っております。家庭環境とか、いろいろな面で正規がいい方、あるいはパートがいい方、いろいろなニーズがあるかと思っております。それが社会全体の仕組みの中でこたえていけることが一番望ましいのではないかなというふうに思っております。

市役所につきましても、その社会の仕組みの一員であると思っております、正規、非正規、いろいろな形で採っております。正規職員の新規採用につきましては、公平・平等の観点から原則試験採用とさせていただいております。非正規職員が正規職員を希望されるということもあろうかと思っております、その場合でもほかの受験者と同様、試験を受けていただくということになります。この場合、

非正規ということで特別な配慮をする考えは一切持っておりません。ほかの方と同様な基準で採用をしていきたいなというふうに思っております。なお、非正規職員が試験を受けていただいた結果、正規職員として採用している例は複数ございます。

以上であります。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 できればということで、なかなか難しい面もあるのかなと思いますが、これは私がそういうふうに思っているということだけお伝えいたします。

次に、(3)をお尋ねします。保護観察対象者の雇用についてでございます。

保護観察を受けている対象者にとって雇用情勢が好転しない中、就職できずに大変多くの方が苦しんでいます。失業保険も雇用保険もなく、今の今、どう生活すればいいかというのが実情です。このようなことで、保護観察対象者の再犯率は職についていない者の場合、ついている者の2倍以上になっているというデータもあります。彼ら自身の生活を考える場合でも、社会の安定を考える場合でも、彼らを社会の資産として考える場合でも、彼らに職についていただくということはとても重要なことだと思っております。

そこでお尋ねします。先ごろ、8月18日の中日新聞に出ていたのですが、大阪府吹田市が保護観察対象者を雇用するという報道がありました。この件については当局はご存じかどうか、お尋ねします。

喚田孝博副議長 企画部長。

小林憲三企画部長 承知をしております。吹田市の状況であります、まずはその発端であります。

この春、吹田市の市長と市の地域自治会、蒲郡市では総代会だと思っております、その役員の方との懇談の中で保護司の方から保護観察者等の就労支援について民間の協力雇用主制度というのがあるのですが、これと同様に市も協力できないかのご意見が出たようであります。こうした経緯の中で自治体も民間企業と同様に協力すべきという吹田市長の判断で実施を決定したとのことあります。

身分としては、一般事務、臨時雇用員、地方公務員法第22条、臨時的任用であります。蒲郡市でいう臨時職員としての雇用でありまして、同法第16条の欠格条項の規定の対象となるものであります。このため、欠格条項に該当しない者を保護司会から推薦をしていただき、雇用するとのことあります。事前に市と保護司会で協定を結んでいるようであります。

なお、欠格条項に該当しない者とは、少年犯罪法で保護観察中の者、それから、成人で保護観察が終了した者等が該当するようであります。

勤務条件としては、仕事の内容は一般事務の補助ということであり、勤務は月曜日から金曜日、午前9時から午後5時半まで。日給は7,260円。月8,000円までの通勤費の補助があるようであり、雇用期間は最長6月、その後6月の延長があり、最大1年となっております。

その他として定員2名の別枠を設けて採用されております。これ以外は通常の一般事務臨時雇用員の要件による任用であるため、特段、他機関との協議、協力要請等は行っていないとのことです。

就職活動のための休暇を週1回認めているようであり、この場合、報告書の提出が必要であるということになります。

実施に関して、マスコミ公表を行ったことにより二つの反響があったと。一つは、雇用情勢が大変厳しい中でなぜ特別な優遇策を行うのかという批判。もう一つは、よく決断したという評価。二つの批評があったようであり、

以上であります。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 内容についてもしっかりと調べていただきました。保護司会としましても、先ほどお話が出ましたように、協力雇用主を募って就労支援をしようということではありますが、本当に一朝一夕にこれができるというものではないんですね。ですから、多分、吹田市の場合も市のほうに総代会の人たち、あるいは保護司の方が何とかお願いできないかと、こういうお話を持って行ったんだと推測されます。そこでお尋ねしたいのですが、本市も吹田市と同様の施策を取り入れるお考えはないでしょうか。

喚田孝博副議長 企画部長。

小林憲三企画部長 保護観察対象者の人的任用についてであります、本市の考えであります。ここ数年低迷が続く経済情勢の影響により、「雇用切り」であるとか、あるいは「内定の取消し」など、まじめに働いてきた人やまじめに学校へ通い勉強した人たちが職につくことすらなかなか難しい時代となっております。また、本市の臨時職員の登録制度におきましても、100人を超える登録があるものの、すべての人が任用されていない状況であります。このような状況の中で保護観察対象者の就労が困難であり、大切であるということは十分理解はできるのですが、臨時的任用といえども対象を保護観察者に限定することは、公平・平等の観点から市民の皆さんに容認されがたいことだに思っております。

以上であります。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 できない理由としてはまことにごもつともだと思えます。これは事実として、民間企業においても全くそのとおりで、私たちがお話をさせて

いただいても趣旨は本当に理解していただくんですね。ただ、今、部長がお話されたように、そういうできない理由があるのだよと言われるのです。だから、本当に蒲郡市に協力雇用主さんがあられないのです。

実は蒲郡市において協力雇用主をやっているところは大変ありがたいことです。ただ、残念なことに1社だけ。1社ありますと、そう言ってもいいのか。どういうふうにとらえられるか別ですけど。

こういう状況の中で本市でも就労支援プログラムというのをつくっていただいて、本当の意味での職員としての雇い切りとか、そういうようなことではなくて、今、吹田市でも取り上げているように、半年間、たった1人でいいんです。象徴的な意味を持たせるということで、本当に1人でいいんです。その半年間だけでも勉強させてほしい。就労支援をしてほしい。そういうふうに思っているところです。

ご承知のように社会的弱者というのは本当にいろいろあります。身体的とか年齢的な弱者の方は目で見ればすぐにわかるのですが、こういった保護観察対象者というのは見てもわからないのです。ですから、本当に弱者になっているかどうか全然気がつかない。こういうのが現状だと思っています。当局に対して言うのもおかしいのですが、「社会奉仕の精神を持って」というのが私たちの言葉の中にはあります。その気持ちを持っていただいて、また今後、ぜひともご検討いただければありがたいかと、こんなふうにお話だけはさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、この問題は以上としまして、次に大きい2番、学校2学期制の検証についてお尋ねいたします。

実は9月3日に中学校生徒指導主事の先生方と保護司会との情報交換会を行いました。1番の話ともちょっとつながってしまいますけれど。そういう中で今の1番の話で、子供たちが大変苦勞しているということもお話させていただきました。先生方も実は自分たちの教えた子供たち、卒業生がどのようになっているのか、進路は今どういう状況であるのかということは大変心配されているところです。先生が子供たちに向き合う時間が長ければ長いほど、こぼれる子供は少なくなると私は考えているのですが、先ほども私の前の方のご質問のご答弁の中にもちょっとあったことですが、学校教育という面で見ますと、お金の話ですとか財政面だけのお話で教育環境というのを簡単に見直すというのはいかがなものかな、私としては賛成できない、そういうふうに思っているところです。教育環境というのはそう軽々と動かすとか、縮小させるとか、そういうことのないように慎重に対応していただきたいと。まずこれはお話をさせていただきます。これは保護観察させていただいている者の立場として、子供たちのことを考えてこれはお話をさせていただきました。それで、学校の2学期

制についてのお話をちょっと伺います。

まず、本市では平成 16 年度から 2 学期制が導入されました。当時、P T A 会長として私もやらせていただいていたのですが、当初は大変困惑しましたが、学校も子供も保護者もそうではあっても徐々に対応できていったかなというふうに思っていました。また、青少年健全育成担当としても地区でやらせていただいていたのですが、地域の活動上も小・中学校の定期試験ですとか部活の試合ですとか、そういった中で地域活動の調整というのを大変苦慮したという部分もありました。ただ、2、3 年経過していく中でそういった問題点が少しずつ整理され、解決されてきたのかなと、私自身はそういうふうにこれまで思ってきていたのです。ところが、ことしの夏ですが、ある小学校の保護者の方から P T A 活動の変更点について疑問点をちょっと伺いました。あえてそれは何かということは申し上げませんが、保護者の都合か、学校の都合か、それはちょっとわかりませんが、私が P T A をやらせていただいたときにはなかった話でした。それで今回、この 2 学期制というのはどうなのだろうかと、その影響があるのかなというようなちょっと疑問があったので取り上げさせていただきます。

ことしの 7 月 2 日の朝日新聞で、実は 2 学期制が進まない、また 2 学期制を導入したけれどやめた学校もあるという、そういう報道もありました。また、逆に読売新聞では肯定的な記事になっていました。つまり 2 学期制というのはすごくいいというような、そういう記事が載っていたのです。

そこで、まずお尋ねしたいのですけれど、そもそも 2 学期制というのは蒲郡市にとってどういう意味があったのか。また、検証されたのか。検証結果はどうであったのか。結果に対する応答、対応、こういったことはどうだったのか。この辺をお尋ねしたいです。(1) の検証結果についてですが、2 学期制を検証されたことがこれまでにあるかないか。それから、結論として 2 学期制というのをどのようにとらえたか。まず、それだけちょっとお尋ねします。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 お答えいたします。2 学期制の検証ということでありまして、本市では 2 学期制を平成 16 年度から実施しております。導入につきましても、東三河では他市に先駆けて実施したということでありまして、導入年度からずっと検証のほうは続けております。この 2 学期制の導入ということでありまして、導入されたからといって学校の経営方針ががらっと変わってしまうとか、そういうことではなくて、教育の一つの方法論として 2 学期制というものを考えて、蒲郡市においてはメリットがあるということで導入をしていったと、そういう経緯があります。

蒲郡市の教育の現場からいたしますと、2 学期制を導入するというところで学

校現場を全職員が一度きちんと見直すという、行事にしても、授業のあり方にしても見直すという、そういういい機会を与えられて、考えて、2学期制に踏み込んだ経緯があります。きちんと検証のほうを今も続けてやっていると、そういう現状であります。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 もともとの導入は2学期制ありきとか、そういうのではなくて、一遍全体を見直しましょうと、授業だとか行事だとか、それでどうなのと、そういったことから入っていったということですね。では、そういう中でよかった点というのがあるのかと思いますけれども、それはどういったところでしょうか。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 よかった点についてですけれども、いろいろとありますけれども、今ここで4点ほど挙げたいと思います。

第1点でありますけれども、学期が長くなるということで、子供がじっくり学習に取り組むことができる。2点目ですけれども、非常に先ほどもきめ細かな指導ということでちょっと話題になりましたけれども、丁寧にきめ細かく、これは別に甘やかすとか、そういう意味ではなくて、きめ細かな指導で、子供の、ただできる、できないということだけではなくて、できないところをはっきりさせて学習意欲の向上につなげていくことができたこと。3点目でありましてけれども、今もちょっと触れさせてもらいましたが、行事の見直しによって時間数をさらにふやすことができ、より充実したゆとりのある学習活動、教育活動が可能になったこと。4点目でありますけれども、週当たりの時間数の少ない教科、例えば音楽とか、美術とか、そういった教科になりますと、今までの3学期制ですと、3学期になると授業があるか、ないかというぐらい担任は心配していたわけでありましてけれども、そういうことがなくて長期にわたって計画が立てられるということでありまして。長いスパンで考えた学習を実施していくことができるということで、授業内容、その質を向上させていくことができたかなと、そのようなことがよい点としては挙げられます。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 では逆に、2学期制をとったことによって、3学期制と違ってこんなところが問題になったよという部分もあるではないかと思うのですが、そういった点はありましたか。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 確かにありました。長いことずっと3学期制でしたので、特に一番困ったといえますか、協議をして解決しなければならない点につきましては、中学校3年生の私学の入試、試験であります。当然、成績が行くわけ

でありますけれども、そういった私学受験については、従来の2学期の評定資料がどうなるかということの不安が出てきたわけです。2学期制だと資料が出てこないということで、私学の入試が受けられないではないかというようなことも大変心配されたわけでありまして。これについては、私学協会と協議の末、前期の成績とそれ以後の学習を加味して、3年生のみ私学受験直近の進路指導資料として12月に評定を出すことで解決をしてきました。ということでありまして。

また、定期テストが回数が減ると、大体4回ぐらいになるわけです。減ることと、それともう一つ、学期が長期になりますのでテスト範囲が広がって、子供たちの学習の負担が大きくなるのではないかというようなことが心配されたわけでありましてけれども、それについてはそれぞれの学校で検討して対応しました。例えば試験が減って長期にわたって学習ができるということは、やはり丁寧にきちんと子供たちに対応することができる。向き合う時間が多くなるということで、学習の向上にもつながっていくということになりました。やはり、この子がどれだけのことが分かっているか、理解できているかなというようなことは、小単元とか単元が終わったときのちょっとしたテスト等でその実態を明らかにして、授業にそれを取り入れて進めていくというようなことです。子供たちの負担ということ、理解度の負担ということについても解決することができたのではないかと、このように考えております。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 これを今、伺いますと、いろいろ問題があったけれど改善も一生懸命やってきたということですね。検証の授業についてお尋ねしていきませんが、授業の中でも問題とか改善すべきところというのがもちろんあったと思うのですが、それがその場だけでなく継続的に改善すべきところということで、3年後、4年後という見直しですとか、また変更ですとか、そういったこともやられてきたかどうか、それもお尋ねします。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 授業についてでありますけれども、2学期制を考えたことにつきましては、先ほどのこともあるわけでありまして。やはり子供たちの授業数をふやしていくということで、そのことを非常に大切にいたしました。結果としては、要は1日は6時間という上限が決まっているものですから、無尽蔵にふやしていくことはできないわけでありましてけれども、確実に2学期、3学期の始業式、終業式等がなくなってくるので、30時間ぐらいは当然浮いてくるというようなことで、時間数がふえて、子供たちについては学習を深めていくことができた、ということがいえます。ですから、2学期制になったからといって、どんどん時間数がふえてしまったというようなことはない

わけです。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 授業についてはそういうふうで改善も継続されていると。では、授業以外のところで、学校行事等、そういった部分ではどうなのかなと思うのですが、例えば体育祭とか文化祭、学校によっては文化祭を何々学校祭りに変えたとか、そういったこともあるようですけれど、それが2学期制になったからそうしたのか、あるいは見直しの中でそういうふうに行ったのか、その辺ちょっとわからない部分もあるのですけれど、行事としての改善点はこういった点があったかをお尋ねします。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 行事の見直しということは、2学期制になったからということではなくて、以前から考えていたわけでありまして。特に2学期制になったということで、ちょうど前期と後期の分かれ目が10月ということになるものですから、そのこの行事については特に各校見直しをいたしました。行事をこの日にやるよということは、準備もあるわけですので、休みが入る。このときには休みが入るというようなことを考えて、各校が行事の見直しをこの時期、全職員が考えて、意見を出し合って見直したと、こういうことが確かにあります。このことが非常に大切で、学校の職員が意識を持って見直せたということは、先ほどにもちょっと触れましたけれども、本当により効果的な行事を位置づけることにつながったかなということを感じております。運動会や体育大会の移動、文化祭や学芸会の移動ということは実際のところ学校によってあります。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 そういう中でももちろん2学期制になった中でそういったのは変更をして、よりよい方向に持っていったと、そういう判断だということですね。

ウとして部活動についてお尋ねしたいのですが、これもちょっとわからないのですけれど、朝部活をなくした。それによって何か時間をとるだとかというところもあるように聞いているのですが、その点についてはいかがでしょうか。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 朝の部活ということについては、これは2学期制云々ということではなくて、部活動そのもののあり方、子供の生活のあり方ということで、いろいろな学校が検討をしておりました。例えば、午後の部活の時間が日が長くなって長時間できるというようなときには、子供の学習面もそうですし、健康、衛生管理面、そういうことを考えて、朝の部活についてはなしにして、午後で補おうと。その後の部活についても、何か例えば学級でやりたいことがあったら、そういう時間に進んで子供たちが計画を立ててやる時間にしよう

というようなことで、部活動のあり方を見直すということで、今言ったような形で朝部活は、なくしていくと。ある期間についてはなくすと。冬になって日が短くなってくると、ほとんど授業後はできないものですから朝に変えていくということで、柔軟に対応しているのが現状かと思います。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 もともと2学期制になる前からどうしようかというところがあったと。2学期制というのを契機にして思い切って見直してみようと、そういうお話だということですね。それがいいとか悪いとか、そういう話ではないです。よりよい方向でということで変更して、よりよいものを見つけていただきたいと、そういうことは申し上げておきたいと思います。

先ほど冒頭でPTA行事についてということで少しお話させていただいたのですが、PTA行事等で時間の組み入れというのが今でも難しく、いろいろと変更や何かをやっているのかなと。もちろん2学期制の中で時間調整などをやらなければいけない部分というのがやはりあるのかなと思うのですが、その辺はやはり保護者の皆さんの理解をいただいた上でやられているのかどうかという疑問がちょっとあったものですからお尋ねしたいのですが、その点はいかがでしょう。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 2月の年度末には当然次年度の学校行事、1年間のスケジュールが決まっていないと困りますので、決めていくわけですが。まずはそれがきちんとして、その後にPTAの活動ということで、無理のない形でPTA活動を位置づけて、子供たちのために活動していただいているというのがどの学校も現実かなと思います。ですから、これも特別に2学期制だからこうなってしまったと、こういうことではなくて、確かに2学期制になるとスパンが長いものですから位置づけがしやすいなということが出てくるかと思います。しかし、学校の職員とPTAの理事、幹事、役員の方々との話し合いの中でPTA行事も位置づけていくと、資源回収もお願いをしているわけですが、そういったものも位置づけていきますし、PTAの活動として地域の方々といろいろな特技を持った方をお呼びして教えていただこう、古い遊びについて親しもうというようなことの計画もそういう話し合いの中でこの場所ということで決めていっていると思います。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 ちゃんと保護者の皆さんとは話し合いの中で、前年度ということですね。新年度になる前の学校の授業ですとか、行事を決定していった中で皆さんとお話して、そこにちゃんと組んでいっていると、そういうことですね。では、ここしかないからここだけにしてよと、そういう非常に強引にやっ

ているわけではないと、そういう理解でよろしいですか。

次に地域との連携についてお尋ねするのですが、これまで教育長先生も地域との連携というのは非常に大事なんだというお話もされてきました。では、そういう中で2学期制になって3学期制のころと比べて果たして連携が本当に取りやすくなったのかどうなのか。一部私も当初、大変困惑した部分があったものですから、その辺はどうなのでしょう。お尋ねします。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 この件につきましても、地域との連携がやはり学校は大切なんだと、子供にとっても非常に有効で大切なことなんだということが地域を初め教育現場にも出てきました。それから、どういう形で浸透していったらいいのかなということがそれぞれ各校、各地域で考えられていったのではないかと思います。

ですから、これも2学期制を契機にしてこうだということではなくて、当然2学期制においても大切だから、こういう点についてはきちんとやっていこうという考えは大切に持っているわけでありますけれども、これも特別に2学期制云々ということの中で出てきたことではないのではないかと思います。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 ありがとうございます。2学期制だからということではなくて、2学期制によって全般に見直すことができた、そういうお考えだということでした。

ただ、そうはいつでも多少どうなのかなという部分も実は私もありまして、(3)のほうに移るのですが、生徒・児童の評価方法についてですが、アの定期テストについてです。現実には先ほど教育長先生がおっしゃられたように、テストの期間が長くなってしまったということがあると。そういう中で学力の把握というのをどのようにされているか。定期的に、余り細かくやるのも変だと思いますし、せっかく2学期制にしたのだから、ある部分やはり期間を見てやったほうがいいのかとも思うのですが、それだとちょっと手落ちがあるのではないかとこの部分もあるのです。その辺はいかにお考えですか。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 今の新実議員の指摘されたとおり、現場の先生たちもその点については非常に心配をしておりました。非常に言葉は悪いのですけれども、ただただ勉強の授業ばかりして行って、子供が果たして理解しているのかな。できているのかなと。その把握をきちんとしなければいけないと。それを普通はテストをやって見ていくということで、ある程度スパンを短くやっていけば、それは3学期制のようにできたわけでありますけれども、そうではなくなってしまうということで大変心配をしたわけです。これも結局、学校の現場

でそれぞれ知恵を出し合って、やはり、小テスト、単元のテスト等をうまく取り入れて、それを授業に生かすという形で長いスパンがあるわけですが、授業に生かすという形でやはりそういった小テストを取り組んでいこう。単元のテストを取り組んでいこうと、こういうことで単元の計画の中にそういった小テスト、単元テストも組み入れて授業に生かそうということで、学校現場としては取り組んでおります。

これも言葉は悪いですが、3学期制のときに、ここまでやらなければいけないというテストのための授業をしてしまったということの反省もあったわけでありまして、そういうようなことにつきましては、2学期制になってぐっと減って授業を大切にしていこう、それを生かすためにはこういう資料もきちんととっていこうということで現場のほうは対応をしていっております。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 定期テスト以外のところで単元テストをやっていくと。それで把握していこうと。もちろん、それは理解できます。ただ現場サイドの話でちょっと聞いたことがあるのですが、イのほうに移りますが、補助的評価資料についてですけど、2学期制を導入する意義の中に私が思っていたのは、教職員の先生方の事務負担を減らすというのも一つはあったのではないかと思うのです。結局、子供に対応する時間というのが、先ほども話をしましたけれども、一人一人の子供に対応する時間というのが事務にとられてしまって非常に少ないと。だから、ある部分見直しをして、子供に対応する時間をふやしましょうと。そのために2学期制もあるというふうに聞いていたところですが、ところが、補助的評価資料をつくるという、全校なのか一部なのかわかりませんが、そういったところもあると。そうしますと、そのための事務に時間をとられて、現実には子供に対応する時間が少なくなってしまうと。本当に先生方の負担もふえてしまったと、そんな話も実は聞いたのです。これがどういふふうに先生が認識されているのかと思うのですが、この点についてどのようにお考えになっておりますか。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 確かに補助的資料をつくっていくということになると、学校の先生はまじめなものですから、非常に素晴らしい資料をつくり出してしまうわけですが、でもやはり、今、議員がおっしゃられましたように、2学期制のよさということ、事務も減らして、休み前に子供とも本当にゆっくりと向き合う時間をつくるということで、非常に労力のかかるものはこれはやめていこうと。教育委員会としても、そういうことの指導はしております。ですから、ある学校によっては、中学校ですと国語と数学と英語だけとか、小学校ですと国

語と算数だけとか、そういったようなことで教科も絞って、休みに入る前にこういうことにちょっと力を入れて休みに自分で勉強していくと、前期の後半で休みが終わった後、後半に力がアップできるようになるよというようなことを保護者会の資料としても使えるような形で、そのぐらいのものとしてきちんと子供にも保護者にも提示できるような形で資料をつくっていこうということ。ですから、いろいろな学校の資料を提出してもらって、よりよい、かつ手間のかからないというようなものの補助資料ということで、教育委員会のほうとしても検討していかなければいけないということは考えております。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 ぜひ簡潔なものにしていただくように、また検討してください。

次に、(4)新学習指導要領への対応についてお尋ねします。2011年から新学習指導要領が完全施行されるというふうになっております。2学期制でも当然対応はちゃんとしていくということになると思いますが、一番心配するのは授業時間数がふえてくるのではないかという中で、今やっている中で、授業時間数をふやすことができるかどうかですね。その辺がちょっと素人的には心配なのですが、いかがでしょうか。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 時間数をふやすと、5時間も6時間もふやせないわけでありましてけれども、今、新指導要領でいっている時間数、小学校1・2年生については週2時間増、小学校の3年生以上については週1時間増だけですけれども、これについては十分週時の中で時間数をふやしていくことはできます。今もゆとりを持った時間帯があるものですから、ただ授業ということで子供たちの生活がちょっと窮屈になることはなるとは思いますが、それはふやせませぬ。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 ありがとうございます。ふやせるということで、これは心配ないということですね。

先ほど、先生言われたように、2学期制になることによってある部分、夏休み、始業式、終業式を減らすことによって授業時間をふやすこともできたよというようなお話をいただいたのですが、そういう中でこれ以上はなかなかふやすのも難しいというふうに感じたので、今お話を伺ったのですが、長期休暇のあり方というものを少し考えてみてはどうなのかなというふうにちょっと思いまして質問させていただくのですが、まず、現状の休日の振りかえというのはどういうふうにされているかをお尋ねします。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 2学期制になって、秋休みをとるということでありますの

で、8月30日から夏休みが終了して始まるということでもありますので、30、31日の2日間があるわけでもありますけれども、これを10月の第2火曜日と水曜日に当てて5連休をつくって、そこを秋休みという形にしております。30、31日を10月の第2の火曜日と水曜日に振りかえておりますということです。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 そういうふうな振りかえというのをされているということですね。イとしてお尋ねするのですが、そういう中で夏休みの期間中に補充学習ですとか、その他の活動をやられていると思うのです。補充学習、諸活動ですね。こういったものの状況についてまずお尋ねします。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 長期休業中の子供たちの活動でありますけれども、まず補充学習という点でいいますと、これも図書室にエアコンを入れていただけましたので、夏休みに勉強を頑張るようにさせないといけないという子については、本人の申告だと思えますけれども、来て、担当の学年なり、あるいは教師がついて図書室でエアコンの中で補充学習をするということは実施しております。ただし、たくさん希望が出たりしますので、図書室が使えるときと使えないときがあって、ローテーションでやるというような工夫もしながらではありますけれども、そういう形で補充学習についてはやっております。

また、夏休みの長期休業中の利用ということでは、今までもプール指導はしていたわけでもありますけれども、それをより充実した形に考えて、実際に行っているという学校もありますし、地域の方々をお呼びして、ある期間についてはこのことについてみんなで学ぼうと、あるいは企業の方をお招きして、この科学の実験についてダイナミックに自分たちは勉強してみようというようなことで、それぞれの学校が独自に計画を立てて、休みについても取り組んでいるのが実態であります。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 そういうふうに補充学習もやられていると。また、聞くところによりますと、三者面談ですとかそういうのも夏休み期間中にやっていると、そういうふうに伺っているのですが、子供が学校へ登校する日が以前と比べて多くなっているのではないかと何となく思うのです。もちろん、夏休みを有効に利用するという中で多くなっていると思うのですが、ある資料によりますと、そのことによって少人数での子供たちの登下校というのがあって、夏休み期間中の不審者対策に困っているというようなこともありました。この点についてはどのようにお考えになられますか。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 現場の先生たちも不審者が非常に多く出没するということ

で、子供の登下校については、普段の平日の登下校と同じように大変心配をしました。夏休みのそういった活動を行うという点についても、ではどういう形で登下校を実施させるかということにつきましては、どこもやはり考えまして、通学団で登校させたり、帰りについてはそれぞれ活動は別だけれども通学団ごとで帰っていくというようなことで、低学年だけで登校・下校してくるということのないように、極力それぞれの学校が知恵を絞って活動にあわせた不審者対策をとって登下校させていると、そのように思います。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 それで、ウとして夏休み短縮についてということでお尋ねするのですが、今、ご答弁にありましたように登下校の機会もふえているような感じもしますし、不審者対策、登下校がふえているから困るということもある。それから、登校の機会がふえている。そういう日にちというんですか、機会がふえているというところもあるのかなと思っています。結局そういったことがあるということは夏休みをある部分削って、正規の授業の日になれば不審者対策も何とかやれるかなと。夏休みの補習授業ですとかそうしたもので、正規の中でしっかりやっていければ、それはそれでいいではないかなというふうに思うのです。

そこでお尋ねしたいのですが、夏休みというのを短くするというような、そういうお考えはありますか。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 夏休みについてでありますけれども、夏休みだからできるということで、子供たちを家庭にお返しして、家族で何か楽しくやっけていけるということで夏休みは非常によい機会かなととらえております。なかなか子供にもいろいろな家庭がありまして、いろいろな子供もおりますので、学校が好きだという子もいっぱいいるものですから、いろいろな形で、学校においては夏休みだからできる活動というのもあったりします。そういう子供たちのために、今こんな活動をということで考えて実際には学校経営をしてきているわけでありましてけれども、夏休みを短くして常時の学校活動を行うという、そういう考え方は今のところ持っておりません。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 ありがとうございます。

最後に、2学期制ということで教育長先生自身の総括というんですか、総括といいましてもこれで終わってしまうわけではないのですけれど、今6年目に来ているところですが、これまで導入して、問題があって、解決して、それからまた見直ししてということで継続的にやっけていらっやっけていっていると思うのですが、2学期制というのは教育長先生にとってどんなものだったのでしょうか。

喚田孝博副議長 教育長。

廣中達憲教育長 私も去年まで現場にいたものですから、2学期制導入からずっと現場で教育活動を続けてきたということでもあります。やはり私が一番痛切に感じているのは、学校の教育活動にゆとりが出たかなということです。先ほど、かえって補助資料をつくるから忙しくなってしまうというようなことがあったわけでありましてけれども、子供と向き合える時間ということを考えていきますと、やはり前もって準備ができるようになったわけです。3学期制でも一緒ではないかということですが、3学期制になりますと、例えば夏休み前は成績を出さなければいけない、資料集めもしなければいけないということが、けた違いに多いわけです。ですから、当然この子のためにどういう資料をとすることはいかなる場合も考えているわけでありましてけれども、前もった形でそういうことをゆとりを持って職員のほうは取り組めていけたかなと。ですから、職員そのものにもやはりこれはゆとりを持って教育活動ができるようになったのではないかと。ということは、子供とじっくり向き合える時間ができてきたのだなということをもまず一番強く感じております。

もう1点は、職員の意識が自分の学校の授業はこうしよう、学校行事はこうしようという意識の高まりが、これを機会にして出てきたかなということも非常に強く感じております。踏襲ではありませんけれども、今までこうだったから、こういう形で流れていったという部分はたくさんあったわけでありましてけれども、この2学期制への移行を機にして、それぞれの先生方のお気持ち、考えといったものが学校運営、学校経営の方針にも生かされてくるということで、さらにやる気と自信を持って教育に当たってくれる先生がふえたかなというようなことも感じております。

喚田孝博副議長 新実祥悟議員。

新実祥悟議員 ありがとうございます。これからもぜひ学習環境、学校環境をよりよい方向に、2学期制ということに限らず、そういった方向に持っていただきたいと思いますようお願いしまして、これで私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

喚田孝博副議長 この際、14時35分まで休憩いたします。

午後2時25分 休憩